訪問介護　こかげケア　運営規程

（事業の目的）

第１条　一般社団法人地域介護支援が開設するこかげケア（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　　事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　こかげケア

二　所在地　東京都世田谷区世田谷四丁目 20 番 11 号 TS ビルステイジア世田谷 103

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　サービス提供責任者　１名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三　訪問介護員等　　常勤換算　２．５名以上（サービス提供責任者を含む。）

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日

ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間　午前９時から午後６時までとする。

三　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

四　サービスの提供は、３６５日、２４時間行う。

（指定訪問介護の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　指定訪問介護の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その１割、２割又は３割の額とする。

一　身体介護　食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、見守り的援助

二　生活援助　食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、

2　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一　通常の実施地域を越えて行う交通費は、1km100 円

3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、世田谷区、目黒区の区域とする。

（相談・苦情対応）

第８条　当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2　当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から２年間保存する。

（事故処理）

第９条　当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2　当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から２年間保存する。

3　当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条　訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2　前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 11 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 12 条　指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後 3 カ月以内

二　継続研修　　年１回

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人地域介護支援と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

訪問介護　利用料金表

介護給付費支給対象サービス利用の場合は下記金額の1割、2割又は3割。（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

		（単位数）	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163	1,858円	186円	372円	558円
	20分以上30分未満	244	2,781円	279円	557円	835円
	30分以上1時間未満	387	4,411円	442円	883円	1,324円
	1時間以上	567	6,463円	647円	1,293円	1,939円
	1時間を超えて30分を増すごとに	＋82	934円	94円	187円	281円
生活援助	20分以上45分未満	179	2,040円	204円	408円	612円
	45分以上	220	2,508円	251円	502円	753円
身体介護に引き続いて生活援助中心のサービスを提供する場合（複合型）	20分以上45分未満	65	741円	75円	149円	223円
	45分以上70分未満	130	1,482円	149円	297円	445円
	70分以上	195	2,223円	223円	445円	667円

注　高齢者虐待防止措置未実施の場合　上記単位数の 1%減
注　特定事業所加算（Ⅰ）を算定する場合　上記単位数の20%増
注　特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場合　上記単位数の10%増
注　特定事業所加算（Ⅲ）を算定する場合　上記単位数の10%増
注　特定事業所加算（Ⅳ）を算定する場合　上記単位数の 3%増
注　特定事業所加算（Ⅴ）を算定する場合　上記単位数の 3%増
注　同一建物減算の対象となる場合は以下のとおり
①同一の敷地内、隣接する敷地内の建物に居住する利用者へのサービスの場合　上記単位数の10%減
②事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者へのサービスの場合　上記単位数の10%減
③事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物の利用者へのサービスの場合　上記単位数の15%減
④事業所の総利用者数のうち事業所と同一建物等に居住する利用者の割合が９割以上の場合）　上記単位数の12%減

＊　夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合　上記単位数の25%増し
＊　深夜（22:00～6:00）の場合　上記単位数の50%増し
＊　訪問介護員２名派遣の場合　上記単位数　×　200/100

【その他加算】

		（単位数）	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	＋200	2,280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算	1回につき（身体介護について算定）	＋100	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	＋100	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		＋200	2,280円	228円	456円	684円

	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定） ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数	
	介護職員等処遇改善加算の単位数	利用料 （10割分）
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数×22.4% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。